

**「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」
中間取りまとめ**

平成 30 年 12 月 21 日
地方創生推進交付金のあり方に関する検討会

目次

はじめに

I. これまでの地方創生関係交付金の運用について

II. 検討会における議論と対応の方向性

1. 申請要件について

- (1) 交付上限額
- (2) 新規事業の申請上限数

2. 交付対象経費等について

- (1) UIJターンによる起業・就業支援
- (2) UIJターンにつながる事業の推進
- (3) 地方創生事業の効果促進及び質的向上

III. 最終取りまとめに向けて

参考 検討会の開催要綱及び委員名簿

はじめに

「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」（以下、「検討会」という。）は、地方創生を更に加速させるための地方創生推進交付金のあり方について検討するため、これまでの運用状況等を踏まえ、有識者の知見を得つつ、国と地方公共団体の実務者が協働して、建設的な議論を進める場として開催することとした。委員には有識者として、辻琢也一橋大学大学院法学研究科教授（座長）及び田口太郎徳島大学総合科学部准教授が、地方の実務者として、全国知事会、全国市長会及び全国町村会から2名ずつ推薦を受けた者が、国の実務者として、内閣官房・内閣府の職員4名が参画し、平成30年11月に第1回を開催して以降、議論・検討を行ってきた。

検討会では、5年を期間とする国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「総合戦略」という。）が4年目を迎える中、①次期総合戦略の策定を見据えた地方創生推進交付金のあり方と、②平成31年度から実施すべき地方創生推進交付金の改善方策について、議論・検討を行うこととした。

本中間取りまとめにおいては、これまでの検討会における議論や今年度寄せられた地方団体からの要望をもとに、中間的に、主要な論点及びその対応の方向性を整理する。

I. これまでの地方創生関係交付金の運用について

平成26年11月に、少子高齢化、人口減少、東京圏への人口の過度の集中といった課題に対応し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的として掲げた「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）が施行された。この法律に基づき、国において、総合戦略を策定し、地方公共団体においても地方版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「地方版総合戦略」という。）を策定し、地方創生に関する本格的な取組が始まって4年が経過する。

地方創生に係る財政支援策の一つとして、地方版総合戦略の策定段階から初期の事業実施段階を支援するため、平成26年度補正予算において地方創生先行型交付金、平成27年度補正予算において地方創生加速化交付金が設けられ、地方公共団体の事業が推進されている。

地方創生を推進するための国の政策については、平成27年度以来、毎年作成されている「まち・ひと・しごと創生基本方針」や毎年度改訂されている総合戦略において、その方向性や具体的施策が示され、進捗管理が行われている。

これらの政策メニューは多岐にわたるが、各地方公共団体は、地域の実情に応じ、地方版総合戦略に基づいて、取捨選択し、活用を図るべきものである。そして、地方公共団体が様々な政策・施策を実施する際に横串を刺す支援ツールとして、①情報支援、②人材支援、③財政支援の「地方創生版・三本の矢」が用意されている。

地方創生推進交付金は、別途、平成27年度から毎年1兆円計上されている地方財政計画の「まち・ひと・しごと創生事業費」や、平成28年度税制改正で創設された「企業版ふるさと納税」とともに、「財政支援の矢」と位置付けられるものである。具体的には、地方創生のためには安定的・継続的支援が必要との観点から、平成28年度当初予算において、地

域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づく法律補助に位置付ける形で創設され、これまで、毎年 1,000 億円が当初予算で計上されている。これは、地方創生に関する目標や施策全般の基本的な方向性を定めた地方版総合戦略に基づき地方創生を実現していくため、同戦略に位置付けられた地方創生事業であって、具体的な実施計画である地域再生計画に記載され、内閣総理大臣の認定を受けた先導性の高い取組を支援し、また、その取組を横展開していく制度とすることで、国と地方の双方が地方創生を協働して推進することを明確にしたものとなっている。

また、地方創生推進交付金については、個別補助金や効果検証の仕組みを伴わない一括交付金等とは異なり、地方公共団体による自主的・主体的な事業設計に併せ、KPI の設定と PDCA サイクルの確立の下、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携を軸に交付対象事業を選定することで、先導的な取組を推進してきている。これにより、地方公共団体が従来の「縦割り」事業だけでは対応しきれない課題を克服することを可能とし、複数年度にわたり、ソフト事業を中心とした取組を、安定的かつ継続的に支援する枠組みが整った。

平成 28 年度の創設以降、地方創生推進交付金の運用については、地方公共団体からの要望を踏まえ、交付上限額や新規事業の申請上限数の引き上げ、ハード事業割合の引き上げや事業実施期間を確保するための交付決定時期の早期化等の弾力化を図ってきたところである。

(参考 1) これまでの交付上限額の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度 (現行)
都道府県	先駆 : 2 億円 横展開 : 0.5 億円	先駆 : 3 億円 横展開 : 0.75 億円	先駆 : 3 億円 横展開 : 1 億円
市区町村	先駆 : 1 億円 横展開 : 0.25 億円	先駆 : 2 億円 横展開 : 0.5 億円	先駆 : 2 億円 横展開 : 0.7 億円

(参考 2) これまでの新規事業の申請上限数の推移

	平成 28 年度第 1 回募集	平成 28 年度第 2 回募集	平成 29 年度～30 年度 (現行)
都道府県	最大 5 事業	最大 7 事業 (うち広域連携 : 1 事業)	原則 7 事業以内 (うち広域連携 : 2 事業)
市区町村	最大 3 事業 (うち広域連携 : 1 事業)	最大 4 事業 (うち広域連携 : 1 事業)	原則 4 事業以内 (うち広域連携 : 1 事業)

(参考 3) これまでのハード事業割合の推移

平成 28 年度 第 1 回募集	平成 28 年度 第 2 回募集	平成 29 年度	平成 30 年度 (現行)
年度ごとの事業費に占めるハード事業の割合が概ね 1/2 未満。	総事業費に占めるハード事業の割合が概ね 1/2 未満。	総事業費に占めるハード事業の割合が、原則として、概ね 1/2 未満。	総事業費に占めるハード事業の割合が、原則として、概ね 1/2 未満。 ただし、ソフト事業との連携により高い相乗効果が見込まれる場合は、その割合が 1/2 以上 (8 割未満) であっても申請可能 (事業数 : 都道府県は年間 2 事業まで、市区町村は年間 1 事業まで)。

(参考4) これまでの交付決定時期の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
第 1 回募集	8/30	継続事業：4/1 新規・変更事業：5/31	4/1
第 2 回募集	12/22	11/7	8/31

Ⅱ. 検討会における議論と対応の方向性

検討会では、以下の項目について、これまでの地方創生推進交付金の運用状況や地方公共団体の要望、さらには、関連する施策の検討状況等を踏まえ、議論を行った。以下、項目ごとに、意見や現状・課題を整理し、対応の方向性について示すこととする。

検討会としては、ここで示した方向性について、平成 31 年度地方創生推進交付金の募集に反映するなど、速やかな対応を求める。

1. 申請要件について

(1) 交付上限額

<主な意見>

- より弾力的で柔軟な運用という観点から、交付上限額の目安を撤廃するなど、その内容や規模について地方の意見等を十分に踏まえること。【全国知事会等からの要望】
- 地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。【全国市長会等からの要望】
- 交付上限額の運用を弾力的に行うこと。【検討会での意見】

【現状・課題】

- 申請事業の評価に当たっては、当該事業の先導性が審査されているところ、地方公共団体の創意工夫を促す観点から、一定の上限額の中で事業設計を求めることは合理的といえる。
- 現行では、都道府県と市区町村という区分を設けており、特に規模等の多様な市区町村についても、一律に交付上限額を設定している。
- 他方、「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定）や「東京一極集中是正のための中枢・中核都市の機能強化の「支援施策の方向」（平成 30 年 7 月 12 日 都市再生本部決定、まち・ひと・しごと創生本部決定）において掲げられているとおり、中枢中核都市 ※には広域的な役割を含め、その機能の強化が求められている。

※ 活力ある地域社会を維持するための中心・拠点として、近隣市町村を含めた圏域全体の経済、生活を支え、圏域から東京圏への人口流出を抑止する機能を発揮することが期待されている都市。

【対応の方向性】

- 中枢中核都市について、現行の都道府県と市区町村の間の上限額（先駆タイプ：国費 2.5 億円、横展開タイプ：国費 0.85 億円）を新設する。

(2) 新規事業の申請上限数

<主な意見>

- 地方の実情を踏まえた、より使い勝手のよいものとするべく、地方公共団体ごとの新規事業の申請上限数の撤廃を進めること。【地方六団体等からの要望】

【現状・課題】

- 各地方公共団体においては、地方創生の取組を進めるため、限られた行政資源を有効に活用し、地方創生推進交付金を活用した事業を重点的に実施していることから、多くの場合、申請数が上限に張り付いている状況にはない。
- 一方、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組を支援する地方創生推進交付金の趣旨を踏まえれば、地方公共団体の新規事業の申請は可能な限り許容すべきである。
- また、申請上限数に囚われ、異なる方向性の事業を一括りにせざるを得ないような状況が生じることは望ましいものではない。

【対応の方向性】

- 新規事業の申請上限数について、都道府県を原則 9 事業以内（うち広域連携：3 事業）、市区町村を原則 5 事業以内（うち広域連携：1 事業）、市区町村のうち中核中核都市を原則 7 事業以内（うち広域連携：2 事業）とする。

2. 交付対象経費等について

(1) UIJ ターンによる起業・就業支援

<主な意見>

- 地方移住希望者に対する就業支援など、UIJ ターンに対する支援の抜本的強化を図ること。【全国市長会等からの要望】
- UIJ ターンによる就業を促進するため、人材と就業先のマッチングを図る取組を進めること。【全国知事会からの要望、検討会での意見】

【現状・課題】

- 「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」において掲げられているとおり、若者を中心とした UIJ ターンの希望をかなえるとともに、地方での担い手を確保するという観点から、UIJ ターンによる起業や中小企業等での就業を円滑に実現するため、平成 31 年度の地方創生推進交付金においては、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」として、移住支援及び新規就業支援を追加している。

【対応の方向性】

- 東京圏からの移住者による、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、地域経済に高い波及効果を有する企業や成長力が高く地域の中核的な存在である企業等への就業に伴う移住への支援や、人材と就業先のマッチングを図るための取組に対する支援等を実施する。

(2) UIJターンにつながる事業の推進

<主な意見>

- インターンシップ参加学生の旅費等について対象経費の運用を弾力的に見直すこと。【地方六団体等からの要望】
- フィールドワークやお試し移住等の参加者の旅費等について交付対象経費に含めること。【検討会での意見】

【現状・課題】

- 個人や個別企業に対する給付経費については、現行制度では、原則として支援の対象外としている。これは、こうした給付事業は、一般的に、自立性が乏しい性格のものであることに加え、特に、個人の資産形成につながるものについては公益性が乏しいこと及び一過性のものであり地方創生への波及効果が低いことによるものである。これらが無制限に対象とした場合には、いわゆる“バラまき”との批判につながりかねないものとなる。
- 一方、地方公共団体からは、将来の移住・就業の前段階として位置付けられるものとして組織的に行われるものもあり、民間団体からのニーズも強いとの意見がある。
- また、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」においては、移住者の経済的負担を軽減する観点から、地方創生推進交付金を活用し、移住支援金を給付する仕組みを創設することとしている。
- 移住・就業につながる事業の参加者への旅費については、「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の一環として新たに都道府県において創設する「マッチングサイト」等の施策と連携することで、政策効果を確保することが可能である。

【対応の方向性】

- 移住者を増加させることを目的とする事業（例. インターンシップ、フィールドワーク等）に係る費用が交付対象経費として認められる場合について、事業としての自立性や公益性、政策効果を確保する観点から、以下のような要件を設けることとする。
 - ・ 事業推進主体が「マッチングサイト」掲載企業等による連合体であること。
 - ・ 事業内容が上記連合体の構成企業等による応分の負担のもと実施される戦略的なものであり、UIJターンを希望する若者等を対象とするものであること。
 - ・ UIJターンにつながる高い効果が確実に見込まれ、検証可能であること。

(参考5) 交付対象外としている経費の例（現行）

本交付金においては、以下の経費については、原則として、支援の対象外とする。

- ・ 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
 - 例) - お試し移住やモニターツアーなどに係る個人への旅行代金の支給（交通費、宿泊費など）
 - 各種事業の参加者個人に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費
 - 健康診断等の医療費等の補助
 - 住宅・土地等の取得費補助
 - インターンシップや研修などの受け入れ企業への個人向け給付に関する補助金
 - 企業立地（誘致）補助金

(3) 地方創生事業の効果促進及び質的向上

<主な意見>

- 企業版ふるさと納税について、一層の活用促進を図るため、制度のあり方や弾力的な運用を検討すること。【全国知事会からの要望】
- 不採択となった事業について、不採択理由を具体的に示すなど、採択基準を明確化すること。【全国知事会からの要望】

① 企業版ふるさと納税との併用

【現状・課題】

- 現行では、地方創生推進交付金を活用した事業の地方負担分の費用に対して、企業版ふるさと納税による寄付金を充当することはできない。

【対応の方向性】

- 地方創生推進交付金及び企業版ふるさと納税による政策効果を促進する観点から、地方創生推進交付金事業の地方負担分に対する企業版ふるさと納税による寄付金の充当を可能とする。
- 加えて、地方創生推進交付金と企業版ふるさと納税の併用は、地方創生推進交付金の先導性に係る要件の1つである「官民協働」を推進するものであることから、こうした併用事業について、インセンティブを設ける。

② 不採択理由の明示、申請書の作成支援

【現状・課題】

- 地方創生推進交付金の活用事業の質的向上を図る上では、国から事業計画に対する適切な助言を行うとともに、国と地方公共団体が密接に意思疎通を図り、事業を磨き上げていくことが重要。
- このため、「地方創生事業実施のためのガイドライン」(平成30年4月)として、KPIの設定方法をはじめとする地方創生推進交付金を活用した事業の立案・改善のための手引きを策定・公表した。
- また、地方創生推進交付金の平成30年度第2回採択時から、不採択となった事業については、その理由を具体的に地方公共団体へ通知し、必要に応じて個別に補足説明を行っている。
- さらに、地方創生推進交付金の活用を検討している地方公共団体に対しては、通年で事前の相談に対応すべく、アウトリーチ活動を充実させるとともに、事業計画時の留意点を事務連絡等により周知している。

【対応の方向性】

- 地方公共団体からの意見を踏まえつつ、引き続き、申請内容の質的向上に向けた支援策の充実を図っていく。

③ 地方創生推進交付金の適切な執行

地方創生推進交付金の執行に関しては、平成28、29年度事業について、会計検査院から地方公共団体における会計上の不適切性を指摘されている。会計上の適切な執行を担保するためには事業設計段階からしっかりと計画を立てることが重要である。特に、地方創生事業の政策効果を高めていくうえでも有効となる事業設計時の主な留意点について、以下の通りまとめる。

- i) 事業経費の明確化
 - ・ 経費の内容及び目的
 - ・ ソフト事業とハード事業の関連性
- ii) 自立性の確保
 - ・ ランニングコストと比較した際の自主財源の規模の適切性
 - ・ 適切な民間資金の投入
- iii) PDCA サイクルによる事業見直しの徹底
 - ・ KPI の達成状況を踏まえた事業設計

Ⅲ. 最終取りまとめに向けて

前述のとおり、Ⅱで示された運用改善の方向性については、国において、速やかに実行に移すことが求められる。地方公共団体においても、引き続き、地方版総合戦略に沿って、地方創生推進交付金を有効に活用し、地方創生の取組の成果を示していくことが期待される。

検討会では、引き続き議論を行い、地方創生推進交付金の制度趣旨や政策効果等を踏まえつつ、2019年5月を目途に、最終報告において、2020年度から開始する次期総合戦略の策定を見据え、地方創生の深化に向けた地方創生推進交付金のあり方について、必要な方策を取りまとめる。

まち・ひと・しごと創生会議や地域魅力創造有識者会議においては、次期総合戦略の策定を見据えた議論が開始されつつある。これらの場では、Society5.0、SDGs、多文化共生といった、新しい社会・経済に関するキーワードが示されている。検討会では、地方創生の取組にも大きく影響を与え得る新たな政策課題への対応も視野に、引き続き、効果的・効率的な地方創生推進交付金のあり方について、有識者の知見を得つつ、国と地方が協働し、建設的な議論を進めていくこととしたい。

以上

地方創生推進交付金のあり方に関する検討会の開催について

1. 趣旨

地方創生を更に加速させるため、地方創生推進交付金のあり方について、有識者と国・地方公共団体の実務者が協働して、建設的な議論を進める場として、「地方創生推進交付金のあり方に関する検討会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 次期のまち・ひと・しごと創生総合戦略と合わせた地方創生推進交付金のあり方
- (2) 地方創生推進交付金の運用改善策
- (3) その他

3. 構成

- (1) 検討会は、別紙に掲げる者により構成する。
- (2) 本検討会に座長を置く。座長は、内閣府地方創生推進事務局長が予め指名するものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

4. 庶務

検討会の庶務は、内閣府地方創生推進事務局において処理する。

5. 運営

- (1) 検討会は、原則として非公開とする。
- (2) 検討会の配布資料及び議事要旨は、原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとするができる。

6. その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他の必要な事項は、座長が定める。

地方創生推進交付金のあり方に関する検討会 委員名簿

(有識者)

座長 辻 琢也 一橋大学大学院法学研究科教授

田口 太郎 徳島大学総合科学部准教授

(地方公共団体)

利川 智 富山県総合政策局企画調整室長

長谷川 尚洋 徳島県政策創造部地方創生局地方創生推進課長

我山 博章 三重県名張市総務部長

秋葉 孝博 北海道網走市企画総務部企画調整課長

海老澤 督 茨城県大洗町まちづくり推進課副参事

眞木 伸浩 京都府井手町地域創生推進室理事・室長

(内閣官房・内閣府)

辻 庄市 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長
併任 内閣府地方創生推進事務局審議官

中原 淳 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長
併任 内閣府地方創生推進事務局審議官

島田 勝則 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部参事官
併任 内閣府地方創生推進事務局参事官

高山 泰 内閣府地方創生推進事務局参事官

(敬称略)